

別紙1

「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等及び「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項(内部統制府令ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令	内部統制府令
「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について	内部統制府令ガイドライン

	コメントの概要	金融庁の考え方
	内部統制府令	
	▼総論	
1	<p>内部統制報告制度については、導入後2年が経過しこれまでの実施状況から様々な経験・課題が蓄積され、制度の実効性を担保しつつも企業に過度の実務負担がかからない効率的かつ有効な制度となるよう、これまでの実施状況を踏まえた更なる簡素化・効率化等を要望してきた。</p> <p>今回の見直しについては、新成長戦略に記載されたこともあり、金融庁が現場の意見を真摯に受け止め、対応いただいたことは評価できる。</p> <p>今後も必要に応じ、実務を踏まえた見直しを実施されることを期待する。</p>	<p>貴重なご意見として承らせていただきます。</p>
	▼内部統制府令第6条第5項第2号、第6条第3項但書	
2	<p>「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（企業会計審議会）によれば、監査人は、監査範囲の制約がある場合において、除外事項を付した限定付適正意見を表明するときには、内部統制監査報告書において、実施できなかった重要な監査手続を記載する必要があるとされている。</p> <p>今般、内部統制府令案において、「ただし、重要な監査手続が実施できなかった場合には、当該実施できなかった監査手続を記載するものとする。」（内部統制府令第6条第3項ただし書）との記載が削除されているが、上記の基準に基づくことになるため、当該記載を削除すべきではない。</p>	<p>ご意見を踏まえ、監査人は、監査範囲の制約がある場合において、除外事項を付した限定付適正意見を表明するときは、内部統制監査報告書において、実施できなかった重要な監査手続等を記載する必要があることが明確となるよう、規定を修正いたします（内部統制府令第6条第5項第2号）。</p>

▼第6条第6項第1号	
3	<p>経営者が内部統制報告書において開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由を記載している場合（内部統制府令第1号様式（記載上の注意）(8) c）には、監査人は、内部統制監査の監査意見の種類にかかわらず、内部統制監査報告書において追記情報として記載することとされているため、「無限定適正意見」に限定した記載は削除すべきである。</p> <p>また、経営者が内部統制報告書において開示した事項（開示すべき重要な不備）について、監査人が強調することが適当と判断した事項として記載するという当該追記情報の「強調事項」としての性格を考慮すれば、内部統制報告書に開示すべき重要な不備がある旨は追記情報として記載すべきである。</p>
ご意見を踏まえ、「内部統制報告書に財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由を記載している場合は、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に及ぼす影響」に規定を修正いたします（内部統制府令第6条第6項第1号）。	
内部統制府令ガイドライン	
▼1-1	
4	<p>内部統制府令第1条第2項には「内部統制報告書」という用語が二箇所あることから、内部統制府令ガイドライン案1-1の「内部統制報告書」がいずれのものを指すのか不明確であるため、明確化すべきである。</p>
ご意見を踏まえ、内部統制府令ガイドライン1-1の「内部統制報告書」が「金融商品取引法第193条の2第2項の規定による内部統制報告書」を指すことが明確になるよう、規定を修正いたします（内部統制府令ガイドライン1-1）。	